



長運整第 46 号の 3
令和 2 年 4 月 8 日

自動車整備事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局長



「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部長から別紙写し(令和 2 年 3 月 30 日
付け北信技整第 205 号)のとおり通知がありましたので了知願います。



北信技整第205号
令和2年3月30日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

標記について、自動車局整備課長から別紙写し（令和2年2月6日付け国自整第280号）のとおり通達があったので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。



国自整第280号
令和2年2月6日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっている。

これに伴い、今般、標記通達について別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

「指定整備記録簿の記載要領について」（平成7年3月27日付け自整第67号）の一部改正について
 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成7年運輸省令第8号）が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。</p> <p>省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。</p>	<p>道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成7年運輸省令第8号）が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。</p> <p>省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1. 「点検及び整備の概要等」の欄の記載については、指定自動車整備事業規則（以下「<u>指定規則</u>」という。）第6条第1項各号に掲げる点検の結果、点検の結果必要となった整備の概要（<u>道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）第3条に規定する電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合を含む。</u>）及び交換した部品を記載すること。</p> <p>この場合、当該自動車の点検整備記録簿の写しを記録簿に確実に貼付することをもって、記載に替えることも差し支えないこととする。</p> <p><u>なお、電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合にあっては、別紙の記載例を参考に当該事業者名等を余白部に記載すること。</u></p> <p>2. 「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄（指定規則第4号様式にあっては、「自動車検査証又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄。以下同じ。）については、自動車検査員が自動車の構造に関する検査に加え、<u>指定規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項（施行規則第43条の2の各号に規定する事項をいう。以下同じ。）</u>と現車との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載すること。なお、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について照合を行った場合において、当該燃料タンクの個数及びそれぞれの容量については、「その他」の項目に記載すること。</p>	<p>1. 「点検及び整備の概要等」の欄の記載については、指定自動車整備事業規則（以下「規則」という。）第6条第1項各号に掲げる点検の結果、点検の結果必要となった整備の概要及び交換した部品を記載すること。</p> <p>この場合、当該自動車の点検整備記録簿の写しを記録簿に確実に貼付することをもって、記載に替えることも差し支えないこととする。</p> <p>2. 「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄（規則第4号様式にあっては、「自動車検査証又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄。以下同じ。）については、自動車検査員が自動車の構造に関する検査に加え、規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項（<u>道路運送車両法施行規則第43条の2の各号に規定する事項をいう。以下同じ。）</u>と現車との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載すること。なお、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について照合を行った場合において、当該燃料タンクの個数及びそれぞれの容量については、「その他」の項目に記載すること。</p>

新	旧
<p>3. ～4. (略)</p> <p>5. 道路運送車両法第94条の5第4項後段の規定により自動車検査員が点検及び検査を行う場合においては、以下のように記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄については、自動車検査員が自動車の構造に関する点検に加え、<u>指定規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と現車との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載すること。なお、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について照合を行った場合において、当該燃料タンクの個数及びそれぞれの容量については、「その他」の項目に記載すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 「目視等による検査」の欄については、<u>指定規則第6条第1項各号の点検により保安基準適合性が判断されなかった部分についての検査の結果及び整備に係る部分についての検査の結果を含め、各装置に関して目視、ハンマ等により行うものについて総合的に判断し、その結果を記載すること。</u></p> <p>2. ～6. (略)</p> <p>附則(平成20年10月10日 国自整第85号)</p> <p>本改正規定は、平成20年11月4日から施行する。ただし、自動車の所有者から一時抹消登録証明書の提示があった場合は、なお従前の例による。</p> <p>附則(令和2年2月6日 国自整第280号)</p> <p><u>1 本改正規定は、令和3年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 本改正規定による改正後の第1項の規定中「他の自動車特定整備事業者」とあるのは、令和6年3月31日までは、「他の自動車特定整備事業者又は道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)附則第2条第2項の規定の適用を受けている者」とする。</u></p>	<p>3. ～4. (略)</p> <p>5. 道路運送車両法第94条の5第4項後段の規定により自動車検査員が点検及び検査を行う場合においては、以下のように記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄については、自動車検査員が自動車の構造に関する点検に加え、規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と現車との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載すること。なお、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量については、「その他」の項目に記載すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 「目視等による検査」の欄については、規則第6条第1項各号の点検により保安基準適合性が判断されなかった部分についての検査の結果及び整備に係る部分についての検査の結果を含め、各装置に関して目視、ハンマ等により行うものについて総合的に判断し、その結果を記載すること。</p> <p>2. ～6. (略)</p> <p>附則(平成20年10月10日 国自整第85号)</p> <p>本改正規定は、平成20年11月4日から施行する。ただし、自動車の所有者から一時抹消登録証明書の提示があった場合は、なお従前の例による。</p>

新	旧
<p>別紙</p> <p>黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略)</p> <p>前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略)</p> <p><u>電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外注先整備工場名(所在地)：〇〇自動車整備工場(東京都千代田区霞が関2-1-3) ・外注した整備内容：フロントバンパ交換及びエーミング作業 ・外注作業完了日：令和〇年〇月〇日 ・外注部分できばえ確認：済(※できばえ確認のチェックは「レ」点でも可) 	<p>別紙</p> <p>黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略)</p> <p>前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略)</p> <p>(追加)</p>

別添

国自整第280号の2
令和2年2月6日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっています。

これに伴い、今般、標記通達について新たに制定した旨を別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本要領に関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。